

第4節 推進体制に関する施策の取組状況

国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関においては、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し、相互の連携・協力を図っている。

専門委員等会議においては、平成19年6月に第3回会合が開催され、3つの検討会の中間取りまとめについて、各検討会の座長から報告がなされた。同年10月に開催された第4回会合では、最終取りまとめについて各検討会の座長から報告がなされ、基本計画の進捗状況についても関係府省庁から報告がなされた。

推進会議においては、平成19年6月に第5回会合が開催され、3つの検討会の中間取りまとめについて事務局から報告され、了承された。同年11月に開催された第6回会合では、最終取りまとめについて事務局から報告がなされ、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することが決定された。

関係省庁連絡会議においては、平成19年5月に第4回幹事会が開催され、3つの検討会の中間取りまとめ、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議（以下「主管課室長会議」という。）などについて、内閣府から説明が行われた。同年10月に開催された第5回幹事会では、基本計画の進捗状況について関係府省庁から報告がなされるとともに、内閣府から犯罪被害者週間に対する協力依頼や3つの検討会の最終取りまとめの説明などが行われた。20年2月に開催された第6回幹事会では、平成20年度犯罪被害者等施策関係予算について関係府省庁から報告がなされた。同年5月に開催された第7回幹事会では、内閣府から犯罪被害者等救済のための基金の検討の要請や犯罪被害者等支援ハンドブックモデル案の作成についての協力依頼が行われた。

また、犯罪被害者等施策を総合的に推進す

るため、他の政策に係る中長期的方針などに基づく各種施策についても、推進会議における施策の実施状況の検証・評価・監視などにおいて、適切な連携を図ることとしている。

地方公共団体との連携・協力

内閣府において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進を図るため、知事部局の窓口となる部局・体制を確認し、当該窓口との間で、連携・協力・情報共有を行っている。

平成19年5月に開催された平成19年度主管課室長会議では、有識者による講演、先進的な取組を行っている地方公共団体からの事例発表を行うとともに、関係府省庁から施策の説明を行うなど、情報の共有を図った。20年5月に開催された平成20年度主管課室長会議においても、19年度と同様に情報の共有を図った。また、全ての都道府県・政令指定都市において窓口部局が設置され、体制が確保されていることが確認された。

さらに、関係府省庁と地方公共団体の職員を対象として配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」では、各府省庁の犯罪被害者等施策、各地方公共団体の先進的な取組事例の紹介など、情報の共有を図っている。同メールマガジンには、構造改革特別区域における規制の特例措置の提案などを受け付ける集中受付月間についても掲載し、構造改革特別区域制度の活用の可能性について周知を図った。

また、内閣府において、平成19年度にすべての地方公共団体を対象として「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」（http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19_2/index.html）を実施し、その結果をホームページや報告書の配布を通じて広く周知している。同調査では施策を総合的に推進するために国などに希望することとして、

「手引き・ガイドラインの策定」をあげた地方公共団体が多く見られた。そこで、内閣府においては、施策を担当する窓口部局の職員を対象に執務参考資料として「犯罪被害者等施策の手引き」(<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/index.html>)を作成し、すべての地方公共団体に配布するとともに、ホームページにも掲載している。

COLUMN 1

地方公共団体の取組

平成16年に成立した基本法は、都道府県・市区町村を区別せず地方公共団体に対し、相談・情報提供、保健医療、福祉サービスの提供、居住・雇用の安定、地域住民の理解の促進など犯罪被害者等に関する広範な施策を、地域の実情に応じ総合的に推進することを求めています。

ここでは、平成19年度に実施した「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」の概要や地方公共団体の特徴的な取組について、いくつか紹介していきます。

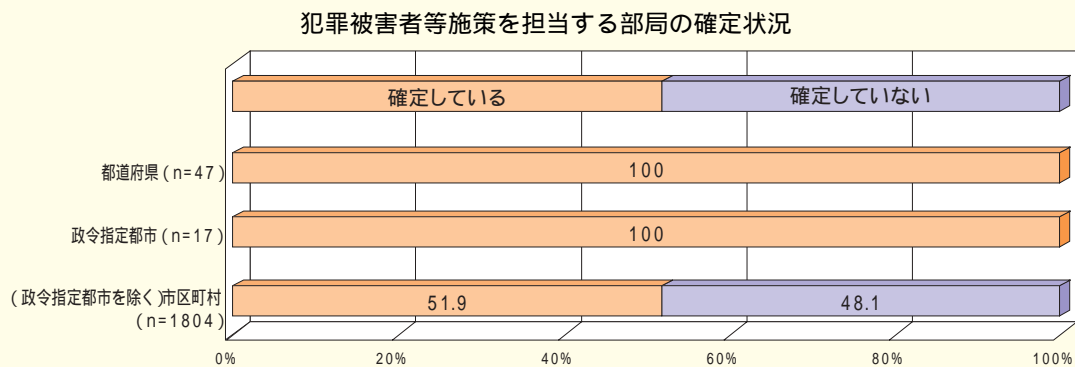
1 「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」

内閣府においては、平成19年度に地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する現状や先進的な取組事例、課題などを把握するためにすべての地方公共団体（47都道府県と1,823市区町村（平成19年11月8日現在））を対象に「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」¹を実施しました（http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19_2/index.html）。内閣府では、これまで、主管課室長会議などを通じて、都道府県・政令指定都市と情報共有を図ってきましたが、本調査はその他の市区町村も対象とした初めての全国調査でした。

- （1）平成19年11月から同年12月にかけて調査票の配布、回収を行い、その結果を踏まえ20年1月から同年2月にかけて13団体にインタビュー調査を実施しました。

犯罪被害者等施策を担当する部局の確定状況

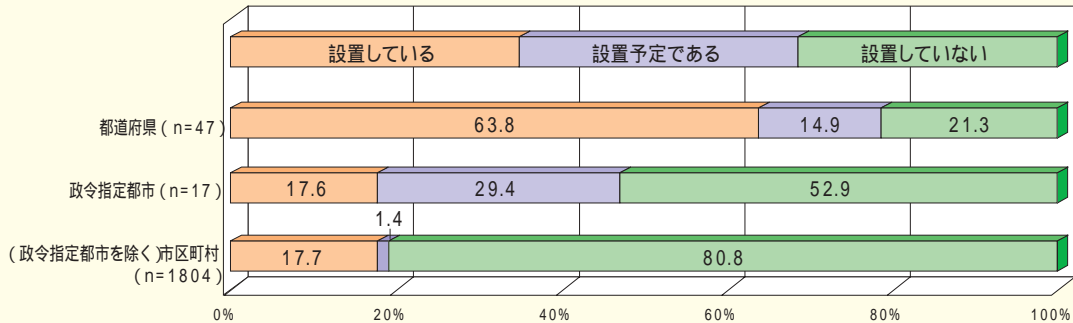
犯罪被害者等施策を担当する部局は、都道府県・政令指定都市では全て確定していますが、その他の市区町村では51.9%にとどまり、その大半が確定見込み時期を未定としました。



犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応する窓口（総合的対応窓口）の設置状況
総合的対応窓口を設置・設置予定の団体は、都道府県では78.7%、政令指定都市では47%、その他の市区町村では19.1%でした（うち、都道府県・政令指定都市では専用窓口が6割を占め、その他の市区町村では大半が他の様々な相談も受ける窓口となっています。平成20年7月現在の都道府県・政令指定都市における総合的対応窓口の設置状況

については、犯罪被害者等施策に関する基礎資料7（政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧を参照。）

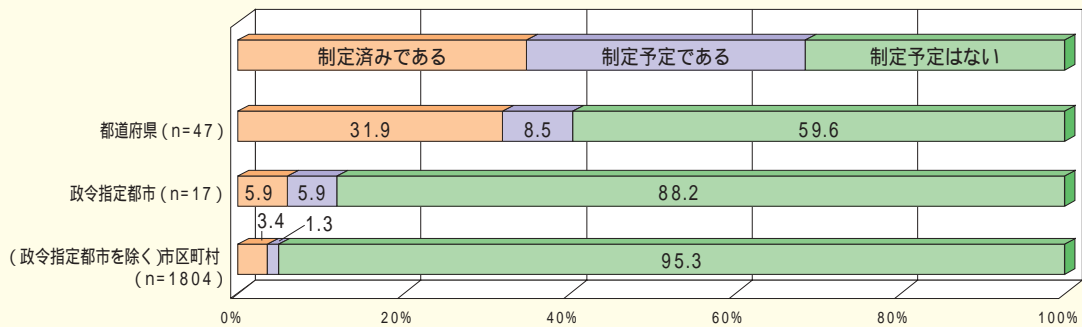
犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応する窓口の設置状況



条例の策定

犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例を策定済み（又は予定）の団体は、都道府県では40.4%、政令指定都市では11.8%、市区町村では4.7%でした。

犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例の策定状況



本調査の結果、都道府県・政令指定都市レベルでは取組が進みつつあるものの、市区町村においては、全体的に施策についての理解・認識が十分でなく取組が低調であることが分かりました。

犯罪被害者等施策が実を伴うものとなるには、今後、犯罪被害者等にとって最も身近な市区町村が保健医療・福祉、教育、住宅などの分野における現行の各種制度を活用しながら地方公共団体として被害者支援のために何ができるかを自ら検討して実施していくことが必要になってくると考えられます。そのためには、まず、市区町村においては、施策担当窓口部局を確定し、当該部局が中心となって、基本法、国の基本計画や犯罪被害者等に対する理解を深めることなどから取組を始めることが必要となります。

広域的な自治体である都道府県などにおいては、このような市区町村の取組に対して、研修や連絡会議などを通じて情報提供を行うなど、積極的な支援を進めるとともに、今後も引き続き、自らの施策を充実させ、取組を推進していくことが重要となると考えられます。

2 地方公共団体の特徴的な取組

基本法の成立から約3年半経過し、地方公共団体の中には、地域の実情に応じて特徴的な取組を行っている団体がみられます。ここではその例をいくつか紹介していきます。

< 京都府の取組 >

京都府犯罪被害者サポートチーム・犯罪被害者支援コーディネーターの設置

京都府では、犯罪被害者等の総合的な支援を行うため、関係行政機関や民間の機関・団体と連携したネットワークシステムの運用を平成20年1月30日に全国で初めて開始し、その中心的な役割を果たす犯罪被害者支援コーディネーターを配置しました。

犯罪被害者サポートチームは、府や管内市町村の関係行政機関をはじめ、弁護士会、医師会、司法書士会、臨床心理士会、社会福祉協議会、犯罪被害者支援センターなど、民間機関の協力により支援を行います。事務局は、府民生活部安心・安全まちづくり推進課に置かれ、専用電話が設置されています。

犯罪被害者支援コーディネーターは、組織を横断した支援が必要な犯罪被害者等について、その状況に応じて必要な支援を判断し、支援機関との橋渡しや手助け、場合によっては付添いをするなど、サポートチームの中心的な役割を担っています。コーディネーターは、サポートチーム事務局に非常勤嘱託として所属しており、自らも傷害事件によって長男を亡くした犯罪被害者遺族である社会福祉士1名や臨床心理士2名の計3名体制で犯罪被害者等の支援に当たっています。(<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/1202255070243.html>)



提供：京都府

犯罪被害に遭われた方やそのご家族等のための

京都府犯罪被害者サポートチームをご存じですか？

京都府では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族等からの相談を受ける窓口を平成20年1月に開設しました。
窓口では、必要に応じ、犯罪被害者支援コーディネーターが話を聴くなど、支援機関への橋渡しや手助けを行います。
相談は無料、秘密は守ります。
気軽にご相談ください。

犯罪被害者サポートチーム専用電話
075-414-5700
受付時間：月～金 8:30～17:15
(年末年始・祝日は除く)

～サポートチームの流れ～

被害者やそのご家族等による電話相談

事務局

事務局で相談を受けます。
支援機関を紹介します。
犯罪被害者支援コーディネーターによる面談が必要な場合は日時・場所を決めます。

犯罪被害者支援コーディネーター

犯罪被害者支援コーディネーターが、被害者やそのご家族等から直接話を聴き、支援機関へつなぎます。
必要に応じて支援機関窓口等への付添いを行います。

〔京都府犯罪被害者サポートチーム事務局〕
京都府府民生活部 安心・安全まちづくり推進課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

< 福岡県、福岡市、北九州市の取組 >

福岡犯罪被害者総合サポートセンターの開設

福岡県では、平成20年5月7日、県、福岡市、北九州市の3団体が共同で事業主体となり、民間被害者支援団体である特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センターを運営主体とした「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を開設しました（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a02/higaisha-support.html>）

この取組によって、福岡県、福岡市、北九州市においては、総合的対応窓口が設置されるとともに、福岡犯罪被害者支援センターでは、窓口や相談日が増えたり、相談時間が延長されたりするなど、犯罪被害者等支援の体制が充実されることとなりました。

行政と民間被害者支援団体との協働事業である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」では、

相談員が犯罪被害者等からの電話相談に対応

必要に応じて本人、家族との面談を実施

相談内容に応じた支援

- ・精神的なケアが必要な場合、臨床心理士、医師などによる面談やカウンセリングを実施
- ・病院、裁判所などへの付添いを希望する場合、付添い支援を実施
- ・生活保護、公営住宅への入居などの行政による支援が必要な場合、関係機関などを紹介し、必要な支援を調整
- ・専門的な支援が必要な場合、弁護士会、病院、DV相談窓口などの専門機関を紹介し、必要な支援を調整

するなど犯罪被害者等に対していわゆるワンストップ・サービスで総合的に対応しています。

電話相談	相談専用電話	092 477 3156
	相談時間帯	月曜日～金曜日 10時～16時 土曜日 13時～16時
面接相談	福岡地区	場 所 福岡犯罪被害者支援センター（博多区） 開所時間 月曜日～金曜日 10時～16時
	北九州地区	場 所 北九州市役所1階交通事故相談所内 開所時間 予約制
相談体制	臨床心理士、弁護士、医師、警察OB等の相談員が対応	

< 摂津市の取組 >

「摂津市犯罪被害者等支援条例」「摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」の施行

基本法は、地方公共団体に犯罪被害者等施策に関する条例を制定したり、計画を策定したりする義務を課していません。しかし、条例や計画の整備は、犯罪被害者等が利用できる施策・事業を一元的に把握して住民に示すことができたり、犯罪被害者等の視点に立った横断的な取組が進めやすくなったりするなど施策を推進するための効果的な方法であると考えられます。

前述の全国調査から、条例の制定状況を見ると、都道府県・政令指定都市においては、犯

罪被害者等施策に関する規定を含む条例を制定している団体がいくつかあるものの、そのほとんどがいわゆる、安全安心まちづくり条例などに犯罪被害者等施策を盛り込んだものとなっています。

一方、その他の市区町村においては、見舞金など犯罪被害者等への経済的支援に特化した条例や犯罪被害者等のための基本的施策などを規定した条例を制定している団体が秋田県内や滋賀県内で多くみられました。その他の地域においても、犯罪被害者等に特化した条例を制定している団体がいくつかみられたものの、市区町村では、安全安心まちづくり条例などに犯罪被害者等施策を盛り込んでいる団体を含めても、条例を制定している団体は全体的にはわずかでした。

そのような状況の中、大阪府摂津市では、平成20年7月1日、「摂津市犯罪被害者等支援条例」と「摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」を施行しました。

「摂津市犯罪被害者支援条例」には、相談・情報提供（総合的対応窓口の設置）、見舞金の支給、日常生活の支援（介護、家事、保育が必要になった場合のホームヘルパー派遣）家賃や敷金などの補助、就業支援の5つの支援策が盛り込まれており、見舞金の支給以外の具体的な犯罪被害者等施策を規定した条例が施行されるのは、西日本では初めてでした。

摂津市では、既に同年5月に庁内関係各課からなる摂津市犯罪被害者等支援連絡会議を設置していましたが、支援条例の施行に合わせて総合的対応窓口も設置しました。犯罪被害者等が少しでも早く平穏な生活を回復できるよう、さらに施策の推進に取り組むこととしています。



提供：摂津市

その他様々な関係機関・関係者との連携・協力、犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策の推進にあたっては、様々な関係機関・関係者との連携・協力が必要であり、各種施策の企画立案などの際には、各府省庁において、意見交換の実施など、行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体などとの連携・協力をを行っている。

内閣府においては、平成19年2月に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置し、関係団体などとの情報交換に当たり活用している。

また、内閣府において、平成20年1月、「犯罪被害者団体等からの意見聴取会」を大阪市内で実施し、内閣府から基本計画の進捗状況について報告を行った後、近畿圏に所在する10の犯罪被害者団体などから意見・要望を聴取し、その概要を、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載した。

なお、同ホームページにおいては、随時、犯罪被害者等に係る意見を受け付けており、寄せられた意見について、適切に対応している。

今後とも、犯罪被害者団体等から随時、意見・要望を聴取し、適切に施策に反映することとしている。

施策策定過程の透明性の確保

施策を適正に策定するためには、当該施策の策定に当たっての透明性の確保が不可欠である。

情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて、各府省庁において適切に実施している。

推進会議の議事内容については、会議後、事務局より報道機関に対して説明を行うとともに、議事要旨などを作成し速やかに内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載している。

内閣府においては、同ホームページで、基本法、基本計画、政府の推進体制を紹介する

とともに、調査研究や広報・啓発行事など、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

施策の実施状況の検証・評価・監視

推進会議において、施策を効果的かつ適切に推進するため、

- ・当該施策の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施させる
- ・当該施策を評価し、その結果を基本計画や個別施策の見直しなどに反映させる
- ・施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う

こととしている。

平成19年10月、同会議の下に設置された専門委員等会議の第4回会合において、基本計画の進捗状況について、関係府省庁から報告が行われるなど、適時適切に監視を行っている。

今後、施策の実施状況の検証・評価についても、適切な時期に実施する。

フォローアップの実施

内閣府において、平成19年10月、いわゆる犯罪被害者白書を取りまとめ、国会に提出するとともに、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載した。また、同月に開催された専門委員等会議の第4回会合において、施策の進捗状況の報告を受けるに当たり、同年次報告が配布された。

平成20年度も、施策の進捗状況を点検し、その結果について年次報告などを通じて公表する。

基本計画の必要な見直し

推進会議において、犯罪被害者等のための検証・評価・監視が適時適切に行われており、その成果も踏まえ、適切な時期に基本計画の見直しを行う。

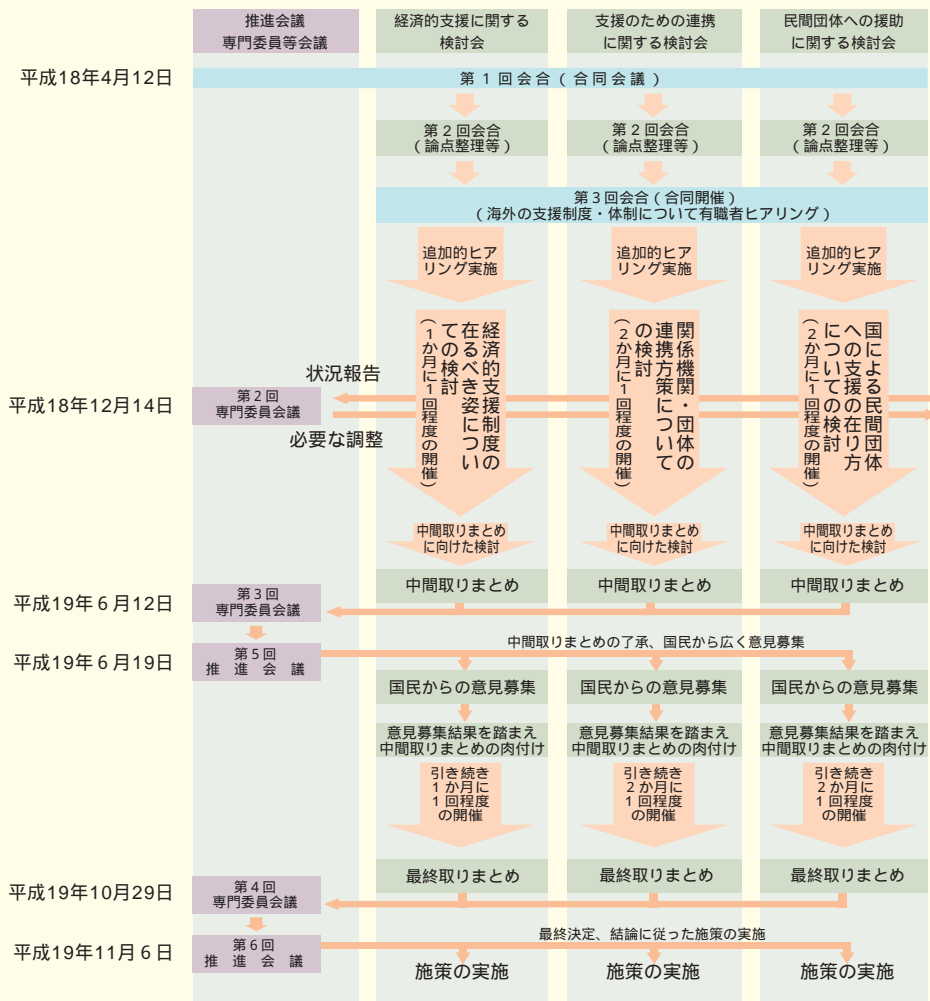
COLUMN 2

3つの「検討会」の最終取りまとめ

基本計画の「重点課題に係る具体的施策」のうち、経済的支援のあるべき姿（第1の2「給付金の支給に係る制度の充実等」） 途切れることのない支援等のための体制作り（第4の1「相談及び情報の提供」） 民間団体に対する財政的援助の在り方（第4の3「民間の団体に対する援助」） について検討するため、平成18年4月、推進会議の下に、「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体への援助に関する検討会」が設置されました。

3つの検討会においては、同年4月12日の第1回合同会議以降、有識者や民間被害者支援団体からの意見の聴取などを経て、精力的な調査審議が重ねられ、平成19年4～5月にかけて中間取りまとめが行われ、同年6月19日、第5回推進会議に中間取りまとめが報告されました。推進会議への報告後、1か月間の国民からの意見募集（パブリック・コメント）に付され、同年8～9月にかけて、寄せられた意見を踏まえ、各検討会において最終取りまとめが行われました。同年11月6日には、第6回推進会議に報告され、今後、各最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することが決定されました。

3つの検討会のスケジュール



各検討会の最終取りまとめの概要

経済的支援に関する検討会

犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充など（P34 コラム3「改正『犯罪被害者支援法』（「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」）について」参照。）

- ・ 犯罪被害者等給付金の最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額についても引き上げる方向

深刻な状況に置かれた犯罪被害者等に重点を置いて支援を行う観点から、重度後遺障害者を対象とする障害給付金について、重点的な引き上げを行うべきである。

また、被扶養家族である遺族に対する遺族給付金についても、その経済的打撃が大きいことから、引き上げを図るべきである。

これらの引き上げの水準については、自動車損害賠償保障法における政府保障事業において、ひき逃げ・無保険車による交通事犯被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。

- ・ 特に平均収入が低い若年層の重度後遺障害者や扶養の負担の多い遺族に配慮
重度後遺障害者に対する障害給付金については、平均収入が低い若年層ほど障害の影響が長期にわたることから、特に配慮が必要である。

また、被扶養家族である遺族に対する遺族給付金についても、特に扶養家族の数など負担の大きさにも十分な配慮を加えるべきである。

- ・ 重傷病給付金対象者に対する休業給付の検討
休業を余儀なくされた重傷病給付金の対象者に対する休業給付を検討すべきである。

- ・ 財源は一般財源

罰金の特定財源化、有罪判決を受けた者からの徴収制度の創設は困難であり、社会の連帯共助の精神に則り、一般財源からの給付を行うことを原則とすべきである。

- ・ やむを得ない事情で申請期間内に申請できなかった場合に特例的な申請を認める制度の検討

現行の犯罪被害給付制度の申請期間について、やむを得ない事情で申請ができなかった場合に特例的に申請を認めることができるよう、制度の見直しを検討すべきである。

民間浄財の基金による支援

公的給付の拡充や既存の社会保障・福祉制度では救済が困難な場合であって、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないような犯罪被害者等に対し、民間浄財からなる基金において、給付を行うような仕組みを構築すべきである。

深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリングについての配慮など

PTSDなどの精神的被害に有効とされる療法の診療報酬上の評価について、必要に応じて措置を講ずるべきである。また、民間被害者支援団体などにおけるカウンセリング・相談の充実のため、都道府県における予算措置がなされるよう、国において、啓発・情報提供などの取組を行うべきである。

テロ被害について政府による迅速な対応

国家、社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合、国は、迅速に、特別措置法の制定や基金の設置などにより、事案に即した適切な救済を図る措置を明確に示すべきである。

刑事裁判への参加制度導入に伴う公費による弁護士選任について（P68 「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施」参照。）

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」などを導入する法律の成立に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けた検討を行う。

支援のための連携に関する検討会

関係機関・団体の連携ネットワークの強化

- ・ 「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成、備付け
支援のために必要な関係機関・団体を網羅した総合的な支援ネットワークである被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワークなどの既存の連携ネットワークにおいて、関係機関・団体相互の役割分担や連携方法などについての認識や支援・連携のために必要な知識を共有し、関係機関・団体全般の連携密度の底上げを図るため、基礎的自治体レベル・都道府県レベルの連携ネットワークにおいて、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、備付け、その活用を図る必要がある。

- ・ 国によるハンドブック・モデル案の作成

国において、支援に携わる者の心構え・留意事項、犯罪被害者等に提供すべき情報、関係機関・団体へ伝達すべき支援に関する情報、関係機関・団体の支援関連業務の内容や連絡先一覧などを盛り込んだ、ハンドブック・モデル案を作成するなど、各連携ネットワークにおけるハンドブック作成に必要な援助を行う。

- ・ 「犯罪等被害申告票（仮称）」の作成

犯罪被害者等の負担を少しでも軽減し、スムーズな支援に資するため、犯罪被害者等自身が、被害の概要や支援に対する要望などを簡易に記載できる「犯罪等被害申告票（仮称）」を作成する。

民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修

- ・ 全国被害者支援ネットワークによる研修カリキュラムの作成・認定制度の実施
全国の民間の団体で支援活動を行う者の一定のレベル以上の支援の内容・質を確保するため、全国被害者支援ネットワークに対して、加盟団体が統一的に用いることのできるような研修カリキュラムの作成、加盟団体が実施する研修への支援、研修修了者に対して証明書を発行するといった認定制度の導入を要請する。

- ・ 国による研修カリキュラム・モデル案の作成

国において、支援の現状を踏まえ、研修カリキュラムのモデル案を、先進的な民間支援団体における取組も参考としながら、初級、中級、上級、コーディネーターといったレベル別に作成する。

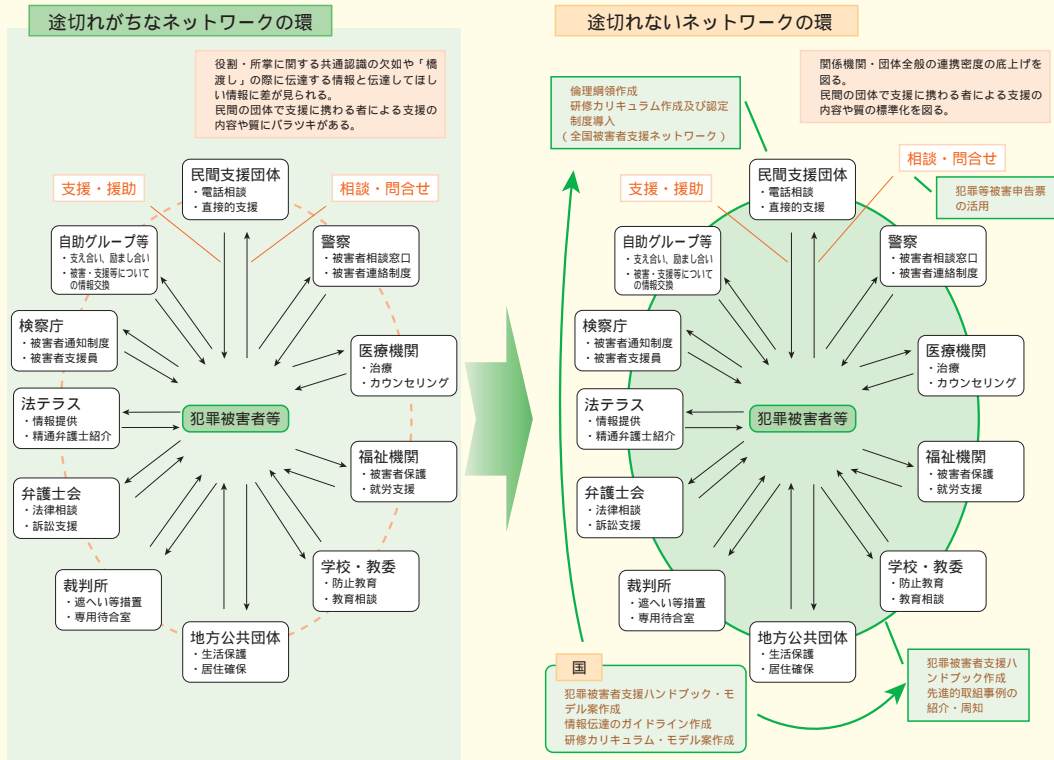
- ・ 「コーディネーター」の育成

上記研修カリキュラムを用いた研修などの着実な実施を通じて、すでに支援に携わっている者が、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことが重要である。

- ・ 民間団体において支援活動を行う者の留意事項などを記載したいわゆる「倫理綱領」の作成

民間の支援団体において、支援の実情に応じて、全国被害者支援ネットワークが制定した「犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領」を参考に、支援に携わる者が満たすべき倫理綱領を作成することが望ましい。

途切れない支援体制のスキーム（イメージ）



民間団体への援助に関する検討会

1) 民間団体への公的な財政的援助を検討する際の基本的考え方

援助の対象となる事務の範囲

民間団体への公的な財政的援助を拡充させる必要性が高い一方、民間団体は関係機関と連携しながら独立した組織として自主的に活動していること、行政改革の流れの中で補助金・委託費などの見直しが行われている状況などにかんがみると、事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助について検討することが適当であると考えられる。

事務の範囲については、犯罪被害者等に直接支援サービスを提供する活動（電話・面接相談、カウンセリング、付添い、自助グループ支援、研修など）を中心に援助を行うことが適当であると考えられる。

援助の対象となる団体の範囲

援助対象となる事業の性格・内容などに応じ、当該事業を適切かつ確実に実施するために必要な一定の体制がとられている必要がある。

2) 援助拡充に向けた検討の方向性

犯罪被害者等早期援助団体とその指定を目指す団体への援助の拡充など

- ・ 都道府県警察費補助金の活用をはじめとした財政的援助の充実
- 国からの補助金による財政的援助の仕組みはあるものの、地方公共団体において

十分な予算措置がなされていないことから、下記「その他の援助経路の可能性・方策」に後述するような取組により、地方公共団体における財政的援助の充実が図られるよう努めるべきである。

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体を目指す団体の援助の拡充
付添いなどのアウトリーチ活動や自助グループ支援に要する経費を中心に、各地域の民間団体の現状などを踏まえ、財政的援助の充実が図られることが望まれる。
- ・ 全国的な傘団体（全国被害者支援ネットワーク）への援助
国による財政的援助が既に行われているが、傘団体が行う事業の重要性にかんがみ、国において財政的援助の充実に努めるべきである。また、「支援のための連携に関する検討会」における検討結果を踏まえ、研修カリキュラム・モデル案を作成・周知する際に傘団体と連携協力を図るべきである。

その他の援助経路の可能性・方策

被害直後から中長期にわたり民間団体が地域の関係機関と連携しながら活動を展開していくためには、地方公共団体全体での取組が重要である。

国において、民間団体の支援活動の意義についての情報提供、啓発などを通じ、地方公共団体の理解を促進するとともに、民間団体への援助の充実について要請を行うべきである。その際、国においてモデル事業を実施することも有効な方策の一つと考えられる。

また、今後の地方公共団体の取組の全国的な進捗状況などを踏まえ、地方財政措置など所要の財政上の措置を講ずることを検討すべきである。

民間資金の活用

民間団体の自主的な活動が活発になるためには、会費や寄付、助成など民間資金の活用も含め様々な主体がその活動を支えることが重要である。こうした動きを加速するため、国においては、関係方面と連携し犯罪被害者等支援を促進する気運をより一層醸成するための国民運動を展開することを検討すべきである。地方公共団体においては、各地域社会における気運醸成のための取組を進めることが望まれる。

各検討会の検討事項と開催状況は、以下のとおりです。

経済的支援に関する検討会

検討事項

経済的支援に関する検討会では、犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状より手厚いものとする必要があることを前提に、以下の事項について検討することとされました。

まず、基本的な検討事項として、

社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿（犯罪被害者等に対する経済的支援の理論的根拠と理念及び既存制度との整理、犯罪被害者等に対する新たな経済的支援制度の検討 対象・範囲・支援水準・支援方法、医療費等 医療費、カウンセリング費用、介護費用 の無料化）

犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方（国による損害賠償請求費用 弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、印紙代等 の補償等）

犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方

財源

が挙げられました。また、併せて検討する事項として、

損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非

公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非（国による損害賠償請求費用 弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、印紙代等 の補償）

児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪等による被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設（犯罪被害者ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設の設置及び医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助の実施）

犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保
被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施策に関する検討
公的弁護人制度の導入の是非

が挙げられました。

開催状況

第1回会合（平成18年4月12日）以降、最終取りまとめがなされるまで、計17回の検討会が開催されました。

第2回会合（同年5月17日）から第5回会合までは、現行の経済的支援制度、関連する社会保障・福祉制度、海外の実情について、有識者と関係省庁からのヒアリングが行われました。

第6回会合（同年8月25日）では、今後の議論を進めるに当たり、 の検討事項やヒアリングなどを踏まえ、構成員から出された現行制度における問題点、それに対する意見などを整理し、具体的な論点を抽出し、論点整理がなされました。そして、まず、理念・目的・財源などの総論的な論点について検討を行った上で、引き続き、個別の論点について検討を行い、必要に応じて、総論的な論点に立ち返って検討することとされました。

その後、3検討会合同による海外調査が実施され、第7回会合（同年9月26日）から第9回会合（同年11月24日）まで、論点整理に基づく検討事項に沿って、検討が行われました。

第10回会合（同年12月20日）では、検討をさらに進めるため、それまでの検討会での検討や議論の流れを踏まえて、座長から論点に対応した議論のたたき台が示され、同会合から第13回会合（平成19年3月19日）において、同たたき台に沿って検討が行われました。

第14回会合（同年4月10日）では、座長から中間取りまとめ私案が示され、第15回会合（同年4月25日）まで、同私案を議論のたたき台として、中間取りまとめに向けての検討が行われました。第16回会合（同年5月16日）において、中間取りまとめの内容について概ね合意が得られ、会合後、構成員間で書面による若干の文言調整と内容の最終確認が行われ、同年5月、中間取りまとめが最終合意されました。その後、第17回会合（同年9月14日）において、国民からの意見募集を踏まえ、最終取りまとめが行われました。

支援のための連携に関する検討会

検討事項

支援のための連携に関する検討会では、第2回会合（平成18年6月2日）において、基本計画策定時に犯罪被害者等から寄せられた意見・要望のうち支援のための連携に関するものを抜き出し、それらについて基本計画検討会が行った検討の結論を整理した上で、検討会における検討事項を抽出しました。

具体的には

各種「協議会」等既存の枠組を活用した、ネットワークの構築

起点となることが想定される機関・団体や連携の範囲に着目した、更なるネットワークの構築

に関する検討を行い、次に、

民間団体での支援を行う者の育成、カリキュラムに盛り込む内容や全国統一基準を確保する方策（資格・認定制度）

民間団体で支援を行う者の支援活動に係る費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等支援活動を助長する仕組み

ネットワークにおけるコーディネーター等の育成

に関し、実現に向けた検討を行うこととされました。さらに、

コーディネーターの各機関・団体への配置及びコーディネーターの制度化（資格・認定制度）

ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化

既存の団体とは別の新たな法人格・認定制度の創設

に関し、必要性や導入の可否を検討することとされました。

開催状況

第1回会合（平成18年4月12日）以降、中間取りまとめがなされるまで、計9回の検討会が開催されました。

第2回会合（同年6月2日）では、上記の論点が整理され、今後の検討のスケジュールが決められました。

第3回（同年6月30日）から第5回（同年8月7日）までは、行政の現行の取組、連携を強化する仕組み、海外の実情について、有識者と関係省庁からのヒアリングが行われ、また、検討会関連調査の内容などについて検討が行われました。第5回会合終了後、関連調査である「犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査」（「連携調査」）と3検討会合同による「海外調査」が実施されました。

同年11月に入り、これまで行ったヒアリングや関連調査結果を踏まえ、各論点に関する検討が進められました。

第6回会合（同年11月2日）は、「民間団体への援助に関する検討会」と合同で開催され、連携の現状と問題点、民間団体の現状と問題点などについて、議論されました。

第7回会合（同年12月11日）では、第6回で整理された連携の現状と問題点を踏まえ、上記検討事項の ～ に当たる「更なるネットワークの構築（既存のネットワークの拡充、連携強化方策）」に係る取りまとめの事務局案を基に検討が行われました。

第8回会合（平成19年2月2日）では、引き続き「更なるネットワークの構築」について検討を行うとともに、上記検討事項の ～ に当たる「支援者・コーディネーター等の育成等」に係る取りまとめの事務局案が提出され、検討が行われ、大方の合意が得られました。

中間取りまとめ前の最終回となった第9回会合（同年3月26日）では、残された検討事項である上記の ～ の必要性などの検討とともに、これまでの検討結果を踏まえた中間取りまとめ（案）の事務局案が提出され、さらなる検討が行われ、中間取りまとめ（案）について概ね合意が得られました。

第9回会合終了後、構成員間で若干の文言調整が行われ、同年4月、中間取りまとめが行われました。

第10回会合（同年8月27日）において、国民からの意見募集結果を踏まえ、最終取りまとめが行われました。

民間団体への援助に関する検討会

検討事項

民間団体への援助に関する検討会では、第1回会合（平成18年4月12日）において
犯罪被害者等支援における国・地方公共団体と民間団体との役割分担の基本的考え方
民間団体の活動実態、財政運営状況の把握
民間団体に対する援助の実態の把握
民間団体の果たすべき機能、在り方
被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲
援助の経路、財源等の在り方

が基本的検討事項とされました。

第2回会合（同年5月25日）では、さらに具体的な論点整理について意見交換がなされ、今後ヒアリング等を通じて新たな論点が生ずれば随時対応することを前提として、以下の流れに沿って検討を進めることとされました。

民間団体の現状と問題点の把握・総括

民間団体による犯罪被害者等支援の在り方の検討

（民間団体の活動の位置付け、国・地方公共団体と民間団体との役割分担等）

国による民間団体への援助の在り方の検討

（援助の対象となる団体・事務の範囲、財政的援助及びそれ以外の援助の内容、経路、財源等）

開催状況

第1回会合以降、中間取りまとめがなされるまで、計10回にわたり会合が開催されました。

第2回会合では、論点整理を行い、今後の検討スケジュールが決められました。

第3回会合（平成18年6月30日）から第5回会合（同年8月3日）までは、民間団体の活動の実態、民間団体への援助の実態、海外の実情等について、有識者と関係省庁からのヒアリングが行われ、また検討会に関連する調査の内容等について検討が行われました。第5回会合終了後、3検討会合同による「海外調査」が実施されました。

第6回会合（同年11月2日）は、「支援のための連携に関する検討会」と合同で開催され、これまでのヒアリングや各種調査結果を基に、現状と問題点を総括し、今後の検討の進め方について自由討議が行われました。

第7回会合（同年12月7日）、第8回会合（平成19年2月9日）では、民間団体による犯罪被害者等支援の在り方や国による民間団体への援助の在り方について議論されました。

第9回会合（同年3月12日）では、援助拡充の方策として、犯罪被害者等早期援助団体とその指定を目指す団体への財政的援助の拡充、警察以外の援助の経路の可能性・方策、管理運営費補助の可能性・方策、民間資金の活用方策、基金構想について、検討がなされました。

第10回会合（同年4月8日）では、これまでの検討結果を踏まえ座長から中間取りまとめたたき台が示され、これに基づいて議論が行われた結果、中間取りまとめ（案）としての概ねの合意が得られました。第10回会合後、内容調整等について構成員間で協議し、同年5月に中間とりまとめが行われました。

第11回会合（同年9月7日）では、国民からの意見募集結果を踏まえ、最終取りまとめが行われました。